

1 事業の成果、反省

(1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

居宅介護支援事業については、今年度も休止を継続することとした。

(2) 介護保険法に基づく訪問介護事業

3月の初旬に登録職員に新型コロナウイルス陽性者が出たことで、その職員のかかわった、利用者様も感染。10日間防護服等着用のおかげ、一人の職員での訪問対応をさせていただきこととなった。幸いその後、利用者にも職員にも感染することなく、通常業務に戻れたことは、平素からの感染対策の賜物であったと自負している。経営の上では、新型コロナによる大きな影響もなく今年度を送れたことは、喜ばしいことだと思っている。

今後の課題としては深刻なヘルパー不足をどのように解消するかということ。そこが解決しないと新たな利用者を受けることができない状態になっている。

(3) 障害者総合支援法に基づく居宅介護

(2)に同じ。

(4) 高齢者支援事業

*地元高齢者ふれあいサロン

本年度は、コロナの状況を鑑みながら、7月、10月、11月、12月、3月の5回の開催となった。また参加者のワクチン接種に際し、申込から接種までのお手伝いをさせて頂き、喜ばれた。とにかく利用者の皆さんに感染者を出すことなく、続けてこられたことは喜ばしいことであった。

令和4年度から市からの助成を受けられることとなり、これまで1500円だった参加費を、送迎代(ふちバスわたちの運賃)と弁当代の1000円に改定することとなった。

内容はカラオケを中心としたレクレーション。

*福祉有償運送

開業から11年目を迎え、より一層高齢者の移動のニーズは急激に増えている。そのため、今年度は、新たに3名、有償運送講習を受講していただき、運転手の増員を図った。

また、今年度より富津市でも介護保険認定者に加え、チェックリストによる該当者も利用可能となり、本事業の利用対象者が増えたことは進歩であった。

取り組んでいる乗り合いによる複数名の同時運送については、国交省のレクチャーを受ける機会を頂き、具体的なご指導と陸運局・地元市役所との共通認識までいて抱き、次の運営協議会で協議頂くこととなった。

(5) 社会福祉事業にかかる支援

『ふちバスわたち』…富津市の助成事業である本事業は、3年目にして、国の助成金制度の要件である1往復に2名乗車の要件を達成できた。

今後も安定して「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」と市からの助成金(国1/2市1/2)

安定して受けられるような運行を継続できるよう、事業を遂行していく。

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
介護保険法に基づく訪問介護事業	(定款第5条(1)-②)	介護計画により実施	法人事業所	6名	契約した高齢者
介護保険法に基づく予防訪問介護事業	(定款第5条(1)-③)	介護計画により実施	法人事業所	6名	契約した高齢者
高齢者支援事業 (福祉有償運送) (交通空白地有償運送) (高齢者ふれあいサロン) (高齢者各種相談事業)	介護保険外の特定高齢者を対象とした講演会、フリースペースの運営。 (定款第5条(1)-⑤)	月1回	法人会議室	3名	特定高齢者 15名 5回
	交通機関がなく外出が困難になっている高齢者の移送 (定款第5条(1)-⑤⑥)	随時	市内	5名	契約した高齢者 福：述べ 名 空：述べ700名
	介護についての各種相談を実施する (定款第5条(1)-⑤)	随時	市内	2名	相談希望者 月に2~3件程度
障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護事業	(定款第5条(1)-⑦)	介護計画により実施	法人事業所	6名	契約した障害者